


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00399	住所(所在地)	松阪市殿町1349番地1		
		施設名称	第一小学校(校舎)				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和60年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば第一小学校は明治6年創設の大手学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て現在に至る。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	18 台		
	土地	敷地面積	12516.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和61年 3月 4日	建物取得費	458,440,000 円		
		延床面積	3511.15 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年		耐震補強(実施年月)	平成8年				
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 等 履	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)			
		平成6年度	第一小学校<1F校舎兼2F体育館>		大規模改造		131,063,548 円			
		平成8年度	第一小学校<1F校舎兼2F体育館>		平成8年耐震		59,999,100 円			
		平成26年度	第一小学校<2F体育館>		屋内運動場天井改修工事		16,763,760 円			
リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容					
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計

④ 施設の状況	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費			
	維持管理経費		13,077,592		運営・事業等経費		0	
	光熱水費		4,968,525		指定管理委託料			
	保守点検委託料		1,393,648		その他の経費			
	賃借料		2,994,595		②小計		0	
	修繕費		533,070		財源			
	その他の経費		3,187,754		補助金等収入			
	人件費		6,657,000		使用料等収入		73,950	
	職員等		6,657,000		その他収入			
	非常勤職員		0		③年間収入合計		73,950	
①小計		19,734,592		④合計(①+②)-③		19,660,642 円		
④合計(①+②)-③		19,660,642 円		市民一人あたりのコスト		117.03 円		

④ 施設の状況	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)	
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)
	児童数	人	167	177	178	—	—
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設					
特記事項							


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S00410	住所(所在地)	松阪市垣鼻町633番地				
			施設名称	第二小学校(校舎2)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	平成3年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
設置目的 小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治42年創設の松阪第二尋常高等小学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て現在に至る。										
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	25台		
	土地	敷地面積	18407.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎2			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成4年3月25日		建物取得費	381,239,800円	
		延床面積	2207.97 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 以計 上画 改 修 等 履	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	1.00 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費				12,622,138					
	光熱水費				4,684,338					
	保守点検委託料				1,168,124					
	賃借料				2,994,595					
	修繕費				513,325					
その他の経費				3,261,756						
人件費				6,657,000						
職員等				6,657,000						
非常勤職員				0						
①小計				19,279,138						
④合計(①+②)-③				19,279,138円						
				②小計						
				0						
				財源						
				補助金等収入						
				0						
				使用料等収入						
				0						
				その他収入						
				0						
				③年間収入合計						
				0						
				市民一人あたりのコスト						
				108.31円						
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)			
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	170	153	147	—	—		
	類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設				
特記事項										


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S00416	住所(所在地)	松阪市西之庄町150番地				
			施設名称	第三小学校(校舎)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和50年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治45年創設の松阪第三尋常小学校に起源があり、以後、第三国民学校への改称を経て、現在に至る。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	14台		
	土地	敷地面積	9189.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和50年 4月 1日	建物取得費	340,450,000 円		
		延床面積	3412.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成9年		耐震補強(実施年月)	平成10年				
	万歴大 円・規 模計 画改 修 (3等 0履 0履)	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)			
		平成10年度	第三小学校(校舎)		平成10年耐震		31,833,150 円			
		平成26年度	第三小学校(校舎)		副昇降口、屋外階段側外壁塗装改修		3,622,320 円			
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	2.00 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費				13,775,678					
	光熱水費				5,583,036					
	保守点検委託料				1,050,188					
	賃借料				2,994,595					
	修繕費				759,554					
その他の経費				3,388,305						
①小計				22,813,678						
人件費				9,038,000						
職員等				6,657,000						
非常勤職員				2,381,000						
②小計				0						
財源				補助金等収入						
				使用料等収入						
				13,260						
				その他収入						
				0						
③年間収入合計				13,260						
④合計(①+②)-③				22,800,418 円						
				市民一人あたりのコスト						
				135.72 円						
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)			
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	213	217	221	—	—		
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設						
特記事項										


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00430	住所(所在地)	松阪市鎌田町428番地4					
		施設名称	第四小学校(校舎 管理教室棟)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和43年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば大正14年創設の松阪第四尋常小学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	41 台		
	土地	敷地面積	10954.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎 管理教室棟			構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和44年 1月 1日	建物取得費	不明		
		延床面積	3528.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成11年			
	万歴大 円・規 模以 上画 改修 (3等 0履 0履)	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)			
		平成8年度	第四小学校(校舎)【S00430】		大規模改造		149,657,500 円			
		平成9年度	第四小学校(校舎)【S00430】		大規模改造		118,310,000 円			
		平成10年度	第四小学校(校舎)【S00430】		大規模改造		142,057,650 円			
平成11年度		第四小学校(校舎)【S00430】		平成11年耐震		50,948,000 円				
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	2.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					補助金等収入				
その他の経費					財源					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					132,090					
④合計(①+②)−③					176.07 円					
29,711,073					市民一人あたりのコスト					
29,578,983 円										
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)			
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	633	614	598	—	—		
	類似機能を有する公共施設				近隣にある公共施設					
特記事項										


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00445	住所(所在地)	松阪市久保町276番地						
		施設名称	第五小学校(校舎)								
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和61年度					
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産					
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の田原学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。								
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	52 台			
	土地	敷地面積	17328.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる建物	建物名称	校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階					
		用途	校舎		建築年月日	昭和62年 2月20日		建物取得費	376,700,000 円		
		延床面積	2660.30 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	不要		耐震補強(実施年月)	不要					
	万歴大 円・規 模以 上画 改 修 等履 行	実施年度	平成11年度		対象建物	第五小学校(校舎)【S00442】		改修内容	平成11年耐震		
		費用(税込)	17,735,000 円								
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備									
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営			
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日					
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容							
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	1.00 人	非常勤職員	人	合計	2.00 人	
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費						
	維持管理経費				15,909,565		運営・事業等経費				0
	光熱水費				5,395,780		指定管理委託料				
	保守点検委託料				1,709,096		その他の経費				
	賃借料				2,994,595						
	修繕費				756,365		②小計				0
その他の経費				5,053,729							
人件費				9,975,000		財源					
職員等				9,975,000		補助金等収入					
非常勤職員				0		使用料等収入				83,640	
						その他収入					
①小計				25,884,565		③年間収入合計				83,640	
④合計(①+②)−③				25,800,925 円		市民一人あたりのコスト				153.58 円	
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)				
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数		人	489	488	506	—	—			
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設							
特記事項											

施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00455	住所(所在地)	松阪市殿町1198番地2		
		施設名称	幸小学校(校舎)				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和30年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば昭和27年に第二小学校より分離、昭和31年に幸小学校として現在地に開校し、現在に至る。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	34 台		
	土地	敷地面積	18208.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和31年 3月 1日		建物取得費	不明	
		延床面積	2295.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年		耐震補強(実施年月)	平成10年				
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 3 等 の 履	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)			
		平成元年度	幸小学校(校舎)【S00455,S00456,S00457】		大規模改造		73,759,760 円			
		平成10年度	幸小学校(校舎)【S00455】		平成10年耐震		50,140,000 円			
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備、平成18年 大規模小中(障害)【エレベーター棟】								
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容					
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費			
	維持管理経費		18,552,272		運営・事業等経費		0	
	光熱水費		6,364,336		指定管理委託料			
	保守点検委託料		1,790,204		その他の経費			
	賃借料		2,994,595		②小計		0	
	修繕費		1,594,171		財源			
	その他の経費		5,808,966		補助金等収入			
	人件費		9,038,000		使用料等収入		72,930	
	職員等		6,657,000		その他収入			
	非常勤職員		2,381,000		③年間収入合計		72,930	
①小計		27,590,272		④合計(①+②) - ③		27,517,342 円		
④合計(①+②) - ③		27,517,342 円		市民一人あたりのコスト		163.79 円		

④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)	
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)
	児童数	人	465	464	463	—	—
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設					
	特記事項						


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S00481	住所(所在地)	松阪市川井町380番地					
			施設名称	松江小学校(校舎(教室、管理棟))							
			根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和50年度				
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
設置目的 小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の曲学校、明治8年創設の船江学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。											
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第一種住居地域		駐車場(収容台数)	32 台			
	土地	敷地面積	11799.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる建物	建物名称	校舎(教室、管理棟)		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階					
		用途	校舎		建築年月日	昭和51年 1月 1日	建物取得費	171,665,000 円			
		延床面積	1883.67 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	平成9年		耐震補強(実施年月)	平成10年					
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 等 履	実施年度	平成10年度		対象建物	校舎(教室棟)、校舎(教室、管理棟)		改修内容	平成10年耐震	費用(税込)	38,649,450 円
		平成25年度	校舎(教室棟)、校舎(教室、管理棟)		校舎外壁改修工事(西棟道路側)		14,731,500 円				
		平成26年度	校舎(教室棟)、校舎(教室、管理棟)		校舎外壁改修工事(東・西棟・増築棟側)		36,927,360 円				
リスク・高機能化対応度		平成13年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点		平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営			
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日					
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容							
	正規職員	人	労務員	2.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	2.00 人	
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費					運営・事業等経費					
	光熱水費					指定管理委託料					
	保守点検委託料					その他の経費					
	賃借料					②小計					
	修繕費					補助金等収入					
その他の経費					財源						
人件費					使用料等収入						
職員等					その他収入						
非常勤職員					③年間収入合計						
①小計					31,037,782						
④合計(①+②)−③					30,895,492 円						
					市民一人あたりのコスト						
					183.90 円						
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)				
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数		人	418	390	376	—	—			
	類似機能を有する公共施設		近隣にある公共施設								
特記事項											


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00644	住所(所在地)	松阪市伊勢寺町26番地					
		施設名称	伊勢寺小学校(校舎 管理教室棟)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和48年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治9年創設の伊勢寺学校、深長学校、明治11年創設の岩内学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	24 台		
	土地	敷地面積	11022.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎 管理教室棟			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和48年10月1日	建物取得費	不明		
		延床面積	1880.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成12年			
	万歴大 円・規 模以 上画 改 修 等履 の履	実施年度	平成12年度		対象建物	伊勢寺小学校(校舎)【S00644,S00647】		改修内容	平成12年耐震	
		費用(税込)	53,020,500 円							
		リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備							
		管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。							
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	1.00 人	非常勤職員	人	合計	1.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					補助金等収入				
その他の経費					財 源					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					80,580					
④合計(①+②)-③					16,838,387 円					
					市民一人あたりのコスト					
					100.23 円					
④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)				
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数	人	209	218	211	—	—			
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設								
	特記事項									

施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00556	住所(所在地)	松阪市小阿坂町188番地		
		施設名称	阿坂小学校(校舎)				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和58年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の小阿坂学校、明治8年創設の大阿坂学校、美濃田学校(創設年不詳)を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	17 台		
	土地	敷地面積	11572.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和59年 2月 18日		建物取得費	286,343,000 円	
		延床面積	2160.19 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要		耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大円・規模以上画改(修繕)の履	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	1.00 人

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費			
	維持管理経費		10,772,574		運営・事業等経費		0	
	光熱水費		2,902,333		指定管理委託料			
	保守点検委託料		1,943,520		その他の経費			
	賃借料		2,762,995		②小計		0	
	修繕費		752,303		財源			
	その他の経費		2,411,423		補助金等収入			
	人件費		2,381,000		使用料等収入		54,060	
	職員等		0		その他収入			
	非常勤職員		2,381,000		③年間収入合計		54,060	
①小計		13,153,574		④合計(①+②) - ③		13,099,514 円		
④合計(①+②) - ③		13,099,514 円		市民一人あたりのコスト		77.97 円		

④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)		
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)	
	児童数	人	92	88	86	—	—	
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設						
	特記事項							

施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00507	住所(所在地)	松阪市松崎浦町751番地2		
		施設名称	松ヶ崎小学校(校舎)				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和45年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の中道学校、明治8年創設の松崎学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	20 台		
	土地	敷地面積	6922.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和46年 3月 1日	建物取得費	不明		
		延床面積	1881.00 m ²		所有者	市		耐震基準	市街化調整区域	
		耐震診断(実施年月)	平成9年		耐震補強(実施年月)	平成9年				
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 等 の 履 行	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)			
		平成9年度	松ヶ崎小学校(校舎)【S00512】		平成9年耐震		48,846,000 円			
		平成13年度	松ヶ崎小学校(校舎)【S00512】		大規模改造		79,495,500 円			
		平成25年度	松ヶ崎小学校(校舎)【S00512】		屋上防水工事		4,210,500 円			
平成26年度		松ヶ崎小学校(校舎)		屋外階段、屋上フェンス設置工事		26,042,040 円				
リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容					
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費		10,384,861		運営・事業等経費		0		
	光熱水費	2,710,304		指定管理委託料					
	保守点検委託料	1,401,404		その他の経費					
	賃借料	2,762,995		②小計				0	
	修繕費	1,066,565		財源	補助金等収入				
	その他の経費	2,443,593			使用料等収入			41,310	
	人件費	6,657,000			その他収入				
	職員等	6,657,000		③年間収入合計				41,310	
	非常勤職員	0		④合計(①+②) - ③				17,000,551 円	市民一人あたりのコスト

④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)		
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)	
	児童数	人	69	70	62	—	—	
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設						
	特記事項							

施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00491	住所(所在地)	松阪市荒木町16番地		
		施設名称	港小学校(校舎)				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成11年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治9年創設の町平尾学校、郷津学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	42 台		
	土地	敷地面積	9832.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	平成12年 2月10日	建物取得費	487,500,000 円		
		延床面積	2634.77 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要		耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大 円・規 模 計 画 上 画 修 繕 等 履 行	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)			
		平成5年度	港小学校(校舎)【S00487】		大規模改造		160,033,720 円			
		平成6年度	港小学校(校舎)【S00487】		大規模改造		76,270,000 円			
		平成11年度	港小学校(校舎)【S00491】		平成11年改築		641,941,692 円			
リスク・高機能化対応度										
管理・運営上の問題点		平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容					
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費			
	維持管理経費		14,944,552		運営・事業等経費		0	
	光熱水費		5,143,629		指定管理委託料			
	保守点検委託料		2,055,020		その他の経費			
	賃借料		2,762,996		②小計		0	
	修繕費		1,351,398		財源			
	その他の経費		3,631,509		補助金等収入			
	人件費		9,038,000		使用料等収入		72,420	
	職員等		6,657,000		その他収入			
	非常勤職員		2,381,000		③年間収入合計		72,420	
①小計		23,982,552		④合計(①+②) - ③		23,910,132 円		
④合計(①+②) - ③		23,910,132 円		市民一人あたりのコスト		142.32 円		

④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)	
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)
	児童数	人	294	301	296	—	—
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設					
	特記事項						


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S00497	住所(所在地)	松阪市垣内田町6番地1				
			施設名称	東黒部小学校(校舎(給食室含む))						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	平成2年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治8年創設の阿弥陀寺学校、東黒部学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	13台		
	土地	敷地面積	9678.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎(給食室含む)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成3年2月28日	建物取得費	400,112,378円		
		延床面積	2141.22 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 模計 画改 修 (3等 0履 0履)	実施年度	平成25年度		対象建物	東黒部小学校体育館		改修内容	費用(税込)	
			平成26年度			東黒部小学校(校舎)		屋外階段、屋上フェンス設置工事	27,862,920円	
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	1.00 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費				9,325,197					
	光熱水費				2,317,284					
	保守点検委託料				1,321,052					
	賃借料				3,021,896					
	修繕費				452,079					
その他の経費				2,212,886						
人件費				2,381,000						
職員等				0						
非常勤職員				2,381,000						
①小計				11,706,197						
④合計(①+②)-③				11,641,427円						
				②小計						
				0						
				財源						
				補助金等収入						
				使用料等収入						
				64,770						
				その他収入						
				③年間収入合計						
				64,770						
				市民一人あたりのコスト						
				69.29円						
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)			
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	50	42	32	—	—		
	類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設				
特記事項										

施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00534	住所(所在地)	松阪市西黒部町713番地1		
		施設名称	西黒部小学校(校舎)				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和49年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の西黒部学校、明治8年創設の松名瀬学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	20 台		
	土地	敷地面積	12980.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和49年 5月20日		建物取得費	不明	
		延床面積	2207.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年		耐震補強(実施年月)	平成11年				
	万歴大 円・規 模以 上画 改修 (3等 0の 0履)	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)			
		平成11年度	西黒部小学校(校舎)【S00534】		平成11年耐震		19,987,000 円			
		平成15年度	西黒部小学校(校舎)【S00534】		大規模改造		105,000,000 円			
		平成26年度	西黒部小学校(校舎)		読書室等雨漏り改修		4,000,000 円			
平成26年度		西黒部小学校(校舎)		屋上フェンス設置工事		3,286,440 円				
リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費		11,933,570		運営・事業等経費		0		
	光熱水費	4,443,483		指定管理委託料					
	保守点検委託料	1,063,148		その他の経費					
	賃借料	3,021,896							
	修繕費	835,586		②小計				0	
	その他の経費	2,569,457		財源	補助金等収入				
	人件費	2,381,000			使用料等収入			23,460	
	職員等	0			その他収入				
	非常勤職員	2,381,000							
①小計		14,314,570		③年間収入合計		23,460			
④合計(①+②) - ③		14,291,110 円		市民一人あたりのコスト		85.07 円			

④ 施設の状況	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)		
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)	
	児童数	人	84	87	82	—	—	
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設						
	特記事項							


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00579	住所(所在地)	松阪市六根町16番地						
		施設名称	機殿小学校(校舎)								
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成5年度					
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産					
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の魚見学校、六根学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。								
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	30台			
	土地	敷地面積	9153.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる建物	建物名称	校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階					
		用途	校舎		建築年月日	平成6年3月10日		建物取得費	339,292,300円		
		延床面積	1745.97 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	不要		耐震補強(実施年月)	不要					
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 等 の 履 歴	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)				
		平成10年度	機殿小学校(校舎)【S00575】		平成10年耐震		9,886,800円				
		平成26年度	機殿小学校(校舎)		校舎外壁改修		3,177,680円				
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備									
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営			
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容							
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	1.00 人	
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費						
	維持管理経費				10,298,511		運営・事業等経費				0
	光熱水費				2,430,385		指定管理委託料				
	保守点検委託料				1,598,612		その他の経費				
	賃借料				3,021,896						
	修繕費				740,394		②小計				0
その他の経費				2,507,224							
人件費				2,381,000		財源					
職員等				0		補助金等収入					
非常勤職員				2,381,000		使用料等収入				74,970	
						その他収入					
①小計				12,679,511		③年間収入合計				74,970	
④合計(①+②)−③				12,604,541円		市民一人あたりのコスト				75.03円	
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)				
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数		人	63	55	54	—	—			
	類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設					
特記事項											

施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00550	住所(所在地)	松阪市大宮田町195番地			
		施設名称	朝見小学校(校舎)					
		根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	平成10年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治8年創設の清水学校及び七見学校、明治10年創設の佐久米学校、明治13年創設の朝田学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。					

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	19 台			
	土地	敷地面積	8946.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	平成11年 3月 15日	建物取得費	340,200,000 円			
		延床面積	2024.14 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大 円・規 模以 上画 改 修 等 の 履	実施年度	平成10年度		対象建物	朝見小学校(校舎)【S00550】		改修内容	平成10年改築		
		費用(税込)	502,781,673 円								
		リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
		管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。										


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日		
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容				
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費		10,217,576		運営・事業等経費		0		
	光熱水費	2,827,159		指定管理委託料					
	保守点検委託料	1,352,156		その他の経費					
	賃借料	3,021,895		②小計				0	
	修繕費	592,204		財源	補助金等収入				
	その他の経費	2,424,162			使用料等収入	57,120			
	人件費	2,381,000			その他収入				
	職員等	0		③年間収入合計				57,120	
	非常勤職員	2,381,000		④合計(①+②) - ③				12,541,456 円	市民一人あたりのコスト

④ 施設の状況	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)	
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)
	児童数	人	106	96	93	—	—
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設			
	特記事項						


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00615	住所(所在地)	松阪市豊原町1120番地							
		施設名称	てい水小学校(校舎 管理教室棟)									
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成12年度						
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産						
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の豊原学校、明治8年創設の清水学校、七見学校、山添学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。											
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	32 台				
	土地	敷地面積	12512.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—				
	主たる建物	建物名称	校舎 管理教室棟			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階					
		用途	校舎		建築年月日	平成13年 3月28日	建物取得費	289,230,000 円				
		延床面積	1564.33 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準			
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要					
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 (3 等 の 履	実施年度	平成12年		対象建物	校舎[S00615]、体育館[S00623]		改修内容	平成12年改築(耐震)及び改修		費用(税込)	362,593,165 円
		実施年度	平成26年度		対象建物	てい水小学校(校舎)		改修内容	屋上防水改修工事		費用(税込)	4,401,000 円
		実施年度			対象建物			改修内容			費用(税込)	
		実施年度			対象建物			改修内容			費用(税込)	
リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備											
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。											
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。											
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による			休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による			運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日					
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容							
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	1.00 人		
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費						
	維持管理経費					12,934,661						
	光熱水費					4,540,098						
	保守点検委託料					1,065,740						
	賃借料					3,021,895						
	修繕費					415,343						
その他の経費					3,891,585							
人件費					6,657,000							
職員等					6,657,000							
非常勤職員					0							
①小計					19,591,661							
②小計					0							
財源					補助金等収入							
					使用料等収入							
					67,320							
					その他収入							
					0							
③年間収入合計					67,320							
④合計(①+②)−③					19,524,341 円							
					市民一人あたりのコスト							
					116.22 円							
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)					
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)				
	児童数		人	207	206	207	—	—				
	類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設						
特記事項												


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00627	住所(所在地)	松阪市目田町207番地					
		施設名称	漕代小学校(校舎)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和58年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば目田学校(創立年不詳)、明治7年創設の早馬瀬学校、明治8年創設の法田学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	17台		
	土地	敷地面積	11164.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和59年 2月25日		建物取得費	281,140,000 円	
		延床面積	2160.19 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要		耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大 円・規 模 計 画 改 修 等 の 履 歴	実施年度			対象建物			改修内容		
	リスク・高機能化対応度	平成13年度 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	1.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					財源				
その他の経費					補助金等収入					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					市民一人あたりのコスト					
④合計(①+②)−③										
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)			
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	90	84	89	—	—		
	類似機能を有する公共施設		近隣にある公共施設							
特記事項										

施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00518	住所(所在地)	松阪市大黒田町790番地	
		施設名称	花岡小学校(校舎 管理教室棟22)			
		根拠条例	松阪市立学校設置条例	設置年度	昭和48年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課	財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の大黒田学校、駅部田学校、明治8年創設の山室学校、明治10年創設の田村学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。			

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第一種住居地域		駐車場(収容台数)	50台		
	土地	敷地面積	13847.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎 管理教室棟22			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和48年 6月 1日	建物取得費	不明		
		延床面積	2808.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成11年			
	万歴大円・規模以上画改修(3等0の履)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成11年度	花岡小学校(校舎)[S00517、S00518]		平成11年耐震			29,965,000 円		
		平成14年度	花岡小学校(校舎)[S00517、S00518]		大規模改造			88,831,050 円		
		平成17年度	花岡小学校(校舎)[S00516]		平成17年耐震補強			3,339,000 円		
平成27年度		花岡小学校(校舎)		給食室・図書室・音楽室等外壁改修			4,131,000 円			
平成27年度		花岡小学校(校舎)		保健室内シャワー室改修工事			3,044,520 円			
リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	1.00 人	非常勤職員	人	合計	2.00 人

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費			
	維持管理経費		18,734,836		運営・事業等経費		0	
	光熱水費		6,407,888		指定管理委託料			
	保守点検委託料		1,784,750		その他の経費			
	賃借料		3,725,394					
	修繕費		814,508		②小計		0	
	その他の経費		6,002,296					
	人件費		9,975,000		財源		補助金等収入	
	職員等		9,975,000				使用料等収入	
	非常勤職員		0				58,140	
①小計		28,709,836		③年間収入合計		58,140		
④合計(①+②)-③		28,651,696 円		市民一人あたりのコスト		170.55 円		

④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)	
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)
	児童数	人	641	637	616	—	—
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設					
	特記事項						


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S00595	住所(所在地)	松阪市丹生寺町606番地				
			施設名称	松尾小学校(校舎 管理教室棟)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和53年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産			
設置目的		小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の丹生寺学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。								
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	37台		
	土地	敷地面積	9005.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎 管理教室棟		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和53年 5月 1日	建物取得費	不明		
		延床面積	2207.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成9年		耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大 円・規 以計 上画 改 修 等 の 履	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	1.00 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費				15,101,224	運営・事業等経費				0
	光熱水費				4,840,193	指定管理委託料				
	保守点検委託料				1,615,028	その他の経費				
	賃借料				3,725,394	②小計				0
	修繕費				1,054,262	財源	補助金等収入			
その他の経費				3,866,347	使用料等収入				60,180	
人件費				2,381,000	その他収入					
職員等				0	③年間収入合計				60,180	
非常勤職員				2,381,000	④合計(①+②)−③				17,422,044 円	
①小計				17,482,224	市民一人あたりのコスト				103.70 円	
④合計(①+②)−③				17,422,044 円						
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)			
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	354	326	318	—	—		
	類似機能を有する公共施設		近隣にある公共施設							
	特記事項									


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00608	住所(所在地)	松阪市矢津町1775番地						
		施設名称	大河内小学校(校舎(給食室含む))								
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成4年度					
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産					
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の寺井学校、明治9年創設の大河内学校、明治11年創設の矢津学校、勢津学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。										
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	28 台			
	土地	敷地面積	9235.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる建物	建物名称	校舎(給食室含む)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	平成5年2月20日		建物取得費	421,947,740 円		
		延床面積	2260.36 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大円・規模以上画改(修繕)の履	実施年度				対象建物				費用(税込)	
リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備										
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。										
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。										
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による			休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による			運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容						
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	1.00 人	
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費					運営・事業等経費					
	光熱水費					指定管理委託料					
	保守点検委託料					その他の経費					
	賃借料					②小計					
	修繕費					補助金等収入					
その他の経費					財源						
人件費					使用料等収入						
職員等					その他収入						
非常勤職員					③年間収入合計						
①小計					19,259,716						
④合計(①+②)−③					19,226,056 円						
					市民一人あたりのコスト						
					114.44 円						
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)				
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数		人	88	85	83	—	—			
	類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設					
特記事項											

施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00637	住所(所在地)	松阪市小片野町945番地		
		施設名称	南小学校(校舎)				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和40年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治7年創設の大石学校、小片野学校、茅原田学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	20 台		
	土地	敷地面積	13188.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和41年 3月 1日	建物取得費	不明		
		延床面積	2284.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成9年			耐震補強(実施年月)	平成10年			
	万歴大円・規模以上画改修(3等)の履	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成7年度	南小学校(校舎)		大規模改造			116,856,680 円		
		平成8年度	南小学校(校舎)		大規模改造			112,505,317 円		
		平成9年度	南小学校(校舎)		大規模改造			115,774,895 円		
平成10年度		南小学校(校舎)		平成10年耐震			31,713,000 円			
リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備、平成23年 多目的トイレ									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	1.00 人

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費		10,962,585		運営・事業等経費		0		
	光熱水費	2,477,482		指定管理委託料					
	保守点検委託料	1,642,244		その他の経費					
	賃借料	3,725,394		②小計				0	
	修繕費	585,492		財源	補助金等収入				
	その他の経費	2,531,973			使用料等収入			43,860	
	人件費	2,381,000			その他収入				
	職員等	0		③年間収入合計				43,860	
	非常勤職員	2,381,000		④合計(①+②)-③				13,299,725 円	市民一人あたりのコスト

④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)		
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)	
	児童数	人	77	89	79	—	—	
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設						
	特記事項							


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S00564	住所(所在地)	松阪市射和町557番地1				
			施設名称	射和小学校(校舎)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和56年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
設置目的								<p>小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。</p> <p>なお、学校沿革表によれば明治6年創設の射和小学校、庄学校、明治7年創設の御麻生園学校、阿波曾学校、明治8年創設の上郷路学校、明治9年創設の中万学校、下郷路学校(創立年不詳)を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。</p>		
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	47 台		
	土地	敷地面積	7713.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和56年 6月 2日	建物取得費	不明		
		延床面積	3411.38 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成10年		耐震補強(実施年月)	平成11年				
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 (3 等 の 履	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)			
		平成11年度	射和小学校(校舎)		平成11年耐震		7,520,000 円			
		平成26年度	射和小学校(体育館)		屋内運動場屋根塗装改修工事		6,447,600 円			
リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	1.00 人	非常勤職員	人	合計	1.00 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費				12,707,063					
	光熱水費				3,352,392					
	保守点検委託料				1,918,983					
	賃借料				3,725,394					
	修繕費				809,101					
その他の経費				2,901,193						
人件費				3,318,000						
職員等				3,318,000						
非常勤職員				0						
①小計				16,025,063						
④合計(①+②)−③				15,944,483 円						
				②小計					0	
				財源						
				補助金等収入						
				使用料等収入					80,580	
				その他収入						
				③年間収入合計					80,580	
				市民一人あたりのコスト					94.91 円	
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)			
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	194	198	184	—	—		
	類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設				
特記事項										

施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00656	住所(所在地)	松阪市光町1番地		
		施設名称	山室山小学校(校舎)				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和52年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。昭和53年花岡小学校より分離独立し、山室山小学校となる。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第一種低層住居専用地域		駐車場(収容台数)	57 台		
	土地	敷地面積	26493.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和53年 3月31日		建物取得費	417,200,000 円	
		延床面積	4556.90 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成10年		耐震補強(実施年月)	平成11年				
	万歴大 円・規 模 計 画 上 画 改 修 等 の 履 行	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)			
		平成11年度	山室山小学校(校舎)【S00656】		平成11年耐震		9,562,000 円			
		平成18年度	山室山小学校(校舎)【S00656、S00665】		大規模改造		126,310,800 円			
		平成19年度	山室山小学校(校舎)【S00656】、エレベーター棟		大規模改造		118,522,950 円			
	平成20年度	山室山小学校(校舎)【S00656、S00659】		大規模改造		110,000,100 円				
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備、平成19年 大規模改造【エレベーター棟】								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容					
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費			
	維持管理経費		21,208,115		運営・事業等経費		0	
	光熱水費		7,492,484		指定管理委託料			
	保守点検委託料		1,836,340		その他の経費			
	賃借料		3,725,394		②小計		0	
	修繕費		1,505,192		財源			
	その他の経費		6,648,705		補助金等収入			
	人件費		9,038,000		使用料等収入		72,420	
	職員等		6,657,000		その他収入			
	非常勤職員		2,381,000		③年間収入合計		72,420	
①小計		30,246,115		④合計(①+②)－③		30,173,695 円		
④合計(①+②)－③		30,173,695 円		市民一人あたりのコスト		179.61 円		

④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)		
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)	
	児童数	人	637	631	614	—	—	
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設						
	特記事項							


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00667	住所(所在地)	松阪市上川町199番地					
		施設名称	徳和小学校(校舎 管理教室棟)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和54年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 昭和55年第五小学校より分離独立。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	51 台		
	土地	敷地面積	20407.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎 管理教室棟			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和55年 3月 1日	建物取得費	不明		
		延床面積	4490.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成9年			
	万歴大 円・規 模以 上画 改 修 等 の 履 行	実施年度	平成9年度		対象建物	徳和小学校【S00667】		改修内容	平成9年度耐震	
		費用(税込)	59,073,000 円							
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	1.00 人	非常勤職員	人	合計	2.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					補助金等収入				
その他の経費					財源					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					77,010					
④合計(①+②)−③					34,029,574 円					
					市民一人あたりのコスト					
					202.56 円					
④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)				
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数	人	852	840	845	—	—			
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設								
	特記事項									


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S02002	住所(所在地)	松阪市嬉野堀之内町229番地				
			施設名称	豊地小学校(豊地小学校 新校舎棟)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	平成16年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
			設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革については豊地小学校は薬王寺、堀之内、一志の各村にあった学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て現在に至る						
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	25 台		
	土地	敷地面積	12951.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	豊地小学校 新校舎棟			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成16年11月 5日	建物取得費	512,671,908 円		
		延床面積	2604.01 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大円・規模以上画改(修繕)の履	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
	リスク・高機能化対応度	エレベーターあり								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	1.00 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費				14,146,805					
	光熱水費				3,186,344					
	保守点検委託料				1,617,665					
	賃借料				4,824,297					
	修繕費				986,634					
その他の経費				3,531,865						
人件費				6,657,000						
職員等				6,657,000						
非常勤職員				0						
①小計				20,803,805						
④合計(①+②)−③				20,705,375 円						
				②小計					0	
				財源						
				補助金等収入						
				使用料等収入					98,430	
				その他収入						
				③年間収入合計					98,430	
				市民一人あたりのコスト					123.25 円	
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)			
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	196	187	181	—	—		
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設						
	特記事項									


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01448	住所(所在地)	松阪市嬉野中川町1057番地						
		施設名称	中川小学校(中川小学校 管理棟・普通教室)								
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和52年度					
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産					
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革については中川小学校は明治6年創設の小川小学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て現在に至る。										
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第一種住居地域		駐車場(収容台数)	32 台			
	土地	敷地面積	15021.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる建物	建物名称	中川小学校 管理棟・普通教室			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和53年 2月 1日	建物取得費	352,600,000 円			
		延床面積	1717.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	平成16年			耐震補強(実施年月)	平成18年				
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 (3 等 の 履	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)				
		平成18年度	特別棟・普通教室【S01449】屋外便所・渡り廊下【S01451】		平成18年耐震		25,424,700 円				
		平成21年度	管理棟・普通教室【S01448】特別棟・普通教室【S01449】		平成21年防水工事		6,013,350 円				
リスク・高機能化対応度	エレベータあり										
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。										
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。										
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営			
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容							
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	2.00 人	
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費					運営・事業等経費					
	光熱水費					指定管理委託料					
	保守点検委託料					その他の経費					
	賃借料					②小計					
	修繕費					補助金等収入					
その他の経費					使用料等収入						
人件費					③年間収入合計						
職員等					財源						
非常勤職員					その他収入						
①小計					0						
④合計(①+②)−③					0						
					市民一人あたりのコスト						
					157.74 円						
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)				
				H25	H26	H27	使用可能数		稼働率(%)		
	児童数		人	595	630	647	—		—		
	類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設					
特記事項											

施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01444	住所(所在地)	松阪市嬉野川北町1338番地2		
		施設名称	豊田小学校(豊田小学校(嬉野)校舎)				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和53年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革については明治8年の新屋荘学校、明治9年の須賀学校を起源に、その後幾度の統合・改称を経て、現在に至る。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	28 台		
	土地	敷地面積	13017.00 m ²	所有者	市または個人・私法人		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	豊田小学校(嬉野)校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和54年 2月 1日	建物取得費	429,350,000 円		
		延床面積	1995.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成16年			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 模計 画改 修 (3等 0履 0履)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成7年度	豊田小学校(体育館)		平成7年外壁塗装			3,914,000 円		
		平成27年度	豊田小学校(校舎)		多目的トイレ・シャワー室増築工事			12,437,280 円		
リスク・高機能化対応度									0	
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	1.00 人

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費			
	維持管理経費				運営・事業等経費			
	光熱水費				指定管理委託料			
	保守点検委託料				その他の経費			
	賃借料				②小計			
	修繕費				財源			
	その他の経費				補助金等収入			
	人件費				使用料等収入			
	職員等				その他収入			
	非常勤職員				③年間収入合計			
①小計				19,296,769				
④合計(①+②)-③				19,214,149 円				
				市民一人あたりのコスト				
				114.37 円				

④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)	
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)
	児童数	人	125	133	139	—	—
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設					
	特記事項						


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01456	住所(所在地)	松阪市嬉野田村町44番地					
		施設名称	中原小学校(中原小学校(嬉野)校舎)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和53年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革については中原小学校は明治8年創設の算所学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て現在に至る。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	40 台		
	土地	敷地面積	7966.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	中原小学校(嬉野)校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和54年 2月 1日	建物取得費	484,390,000 円		
		延床面積	2249.78 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成16年			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 模 計 画 改 修 等 の 履 歴	実施年度	平成8年度		対象建物	中原小学校(校舎)【S01456,S01457】		改修内容	放送設備一式	
		費用(税込)	5,448,700 円							
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	1.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					補助金等収入				
その他の経費					財源					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					32,130					
④合計(①+②)−③					19,891,000 円					
					市民一人あたりのコスト					
					118.40 円					
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)			
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	137	136	150	—	—		
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設						
	特記事項									


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01563	住所(所在地)	松阪市曾原町774番地					
		施設名称	天白小学校(天白小学校(三雲)校舎)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和63年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革について明治6年に創設された中道学校、明治9年の曾原学校を起源としており、その後幾多の統合・改称を経て、現在に至る。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	40 台		
	土地	敷地面積	16135.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	天白小学校(三雲)校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成 1年 3月 10日	建物取得費	600,710,000 円		
		延床面積	2930.77 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 模以 上画 改修 (3等 の履 0)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成3年度	校舎		新館増築			164,500,000 円		
		平成11年度	校舎、食堂		新館増築 食堂増築			66,640,000 円		
		平成23年度	校舎		新館増築			117,201,000 円		
平成27年度		下水道		下水道接続工事			3,060,720 円			
リスク・高機能化対応度	平成12年 多目的トイレ、平成20年 多目的シャワー室									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	2.00 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費				13,825,515	運営・事業等経費				0
	光熱水費				4,625,505	指定管理委託料				
	保守点検委託料				2,738,203	その他の経費				
	賃借料				1,104,129	②小計				0
	修繕費				268,425	財源	補助金等収入			
その他の経費				5,089,253	使用料等収入				66,810	
人件費				9,038,000	その他収入					
職員等				6,657,000	③年間収入合計				66,810	
非常勤職員				2,381,000	④合計(①+②)−③				22,796,705 円	
①小計				22,863,515	市民一人あたりのコスト				135.69 円	
④合計(①+②)−③				22,796,705 円						
④ 施設の状況	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)				
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数	人	450	480	504	—	—			
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設								
特記事項										


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S01548	住所(所在地)	松阪市笠松町279番地							
			施設名称	鶴小小学校(鶴小小学校(三雲)校舎)									
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和57年度					
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産					
			設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革について明治8年創立の笠松学校、明治14年の五主学校を起源としており、その後幾度の統合・改称を経て、現在に至る。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	44 台					
	土地	敷地面積	12573.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—				
	主たる建物	建物名称	鶴小小学校(三雲)校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階						
		用途	校舎		建築年月日	昭和58年 3月 5日		建物取得費	467,840,000 円				
		延床面積	2176.35 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準				
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要						
	万歴大 円・規 模以 上画 改 修 (修 等 の 履	実施年度	平成27年度		対象建物	鶴小小学校(校舎)		改修内容	校舎屋上防水改修				
		費用(税込)	14,114,520 円										
		リスク・高機能化対応度											
		管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。										
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。												
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による			休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による			運営形態	直営			
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日						
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容								
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	1.00 人			
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費							
	維持管理経費					9,464,094					運営・事業等経費		0
	光熱水費					2,519,896					指定管理委託料		
	保守点検委託料					2,102,309					その他の経費		
	賃借料					1,104,129					②小計		0
	修繕費					1,327,208					財源		
その他の経費					2,410,552					補助金等収入			
人件費					2,381,000					使用料等収入		93,330	
職員等					0					その他収入			
非常勤職員					2,381,000								
①小計					11,845,094					③年間収入合計		93,330	
④合計(①+②) - ③					11,751,764 円					市民一人あたりのコスト		69.95 円	
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)						
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)					
	児童数		人	142	133	127	—	—					
	類似機能を有する公共施設		近隣にある公共施設										
	特記事項												


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01557	住所(所在地)	松阪市小野江町355番地					
		施設名称	小野江小学校(小野江小学校(三雲)校舎)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和62年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、明治6年須川学校を創立し、その後幾度の統合・改称を経て、現在に至る。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	13 台		
	土地	敷地面積	11753.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	小野江小学校(三雲)校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和62年 8月31日		建物取得費	566,950,000 円	
		延床面積	2637.38 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 等 の 履 行	実施年度	対象建物			改修内容		費用(税込)		
		平成25年度	小野江小学校(校舎)【S02336】			増築工事		212,084,934 円		
		平成25年度	小野江小学校体育館【S01559】			屋根等改修工事		13,113,450 円		
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点		平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。							
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。							
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	1.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					財源				
その他の経費					補助金等収入					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					66,810					
④合計(①+②)−③					18,365,785 円					
					市民一人あたりのコスト					
					109.32 円					
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)			
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	208	227	247	—	—		
	類似機能を有する公共施設				近隣にある公共施設					
特記事項										


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01554	住所(所在地)	松阪市市場庄町20番地					
		施設名称	米ノ庄小学校(米ノ庄小学校(三雲)校舎)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成3年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革について明治6年創設の久米学校、上ノ庄小学校を起源とし、その後幾度の統合・改称を経て、現在に至る。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	35 台		
	土地	敷地面積	16834.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	米ノ庄小学校(三雲)校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成3年9月30日		建物取得費	570,610,000 円	
		延床面積	2973.09 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大円・規模以上画改(修繕)の履	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	1.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					財源				
その他の経費					補助金等収入					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					46,920					
④合計(①+②)-③					74.74 円					
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)			
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	112	117	128	—	—		
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設						
	特記事項									


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01700	住所(所在地)	松阪市飯南町上仁柿194番地						
		施設名称	仁柿小学校(仁柿小学校(校舍))								
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和39年度					
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産					
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革については明治7年の上仁柿小学校の創立に遡るが、平成22年に児童数の減少を理由に休校となる。										
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	10 台			
	土地	敷地面積	4952.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる建物	建物名称	仁柿小学校(校舍)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和40年 3月 1日	建物取得費	不明			
		延床面積	1488.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	平成16年			耐震補強(実施年月)	平成17年				
	万歴大 円・規 模 計 画 改 修 等 の 履 歴	実施年度	平成17年度		対象建物	校舎(校舎)【S01700】		改修内容	平成17年地震補強		
		費用(税込)	39,174,450 円								
		リスク・高機能化対応度									
		管理・運営上の問題点	現在、学校としては休校となっています。しかし、最低限の維持管理経費は掛かっていますので、今後の学校としてのあり方や、他の活用方法の有無など検討していく必要があります。								
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。										
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営			
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容							
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.00 人	
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費						
	維持管理経費				953,701		運営・事業等経費				0
	光熱水費				333,437		指定管理委託料				
	保守点検委託料				529,734		その他の経費				
	賃借料				30,672						
	修繕費				0		②小計				0
その他の経費				59,858							
人件費				0		財源					
職員等				0		補助金等収入					
非常勤職員				0		使用料等収入				0	
						その他収入					
①小計				953,701		③年間収入合計				0	
④合計(①+②) - ③				953,701 円		市民一人あたりのコスト				5.68 円	
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)				
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数		人	0	0	0	—	—			
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設							
特記事項											

施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01693	住所(所在地)	松阪市飯南町深野3688番地		
		施設名称	柿野小学校(柿野小学校(校舎))				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和38年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、明治初期の私立学校を起源に明治8年の公立深野村学校を経て幾度の改称・統合を経て、現在に至る。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	24 台		
	土地	敷地面積	8372.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	柿野小学校(校舎)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和38年 8月 1日	建物取得費	不明		
		延床面積	1868.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成7年			耐震補強(実施年月)	平成8年			
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 等 の 履	実施年度	平成8年度		対象建物	柿野小学校(校舎)		改修内容	耐震補強	
		費用(税込)								
		費用(税込)								
	リスク・高機能化対応度									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									

③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	1.00 人

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費						
	維持管理経費		10,691,658		運営・事業等経費		0				
	光熱水費		1,547,956		指定管理委託料						
	保守点検委託料		1,543,061		その他の経費						
	賃借料		4,725,725		②小計		0				
	修繕費		551,326		財源	補助金等収入					
	その他の経費		2,323,590			使用料等収入		0			
	人件費		2,381,000			その他収入					
	職員等		0		③年間収入合計				0		
	非常勤職員		2,381,000		④合計(①+②) - ③				13,072,658 円		
①小計				13,072,658				市民一人あたりのコスト		77.81 円	

④ 施設の状況	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)		
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)	
	児童数	人	90	84	84	—	—	
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設						
	特記事項							


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S01705	住所(所在地)	松阪市飯南町粥見3954番地1					
			施設名称	粥見小学校(粥見小学校(校舎))							
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和35年度			
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産			
			設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革については明治9年の津本小学校、追分小学校、畑井小学校の開校、その後幾度の改称・統合を経て、現在に至る。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	18 台			
	土地	敷地面積	9848.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる建物	建物名称	粥見小学校(校舎)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和35年 8月 1日	建物取得費	不明			
		延床面積	2212.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	平成13年			耐震補強(実施年月)	平成14年				
	万歴大 円・規 模 計 画 改 修 等 の 履 歴	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)			
		平成4年度	粥見小学校(校舎)		外装工事等			32,651,000 円			
		平成5年度	粥見小学校(校舎)		外装工事等			28,144,750 円			
		平成6年度	粥見小学校(校舎)		建具など			39,758,000 円			
平成7年度		粥見小学校(校舎)		建具・内装等			37,636,200 円				
平成14年度		粥見小学校(校舎)		耐震補強			23,625,000 円				
リスク・高機能化対応度	平成15年 大規模改造(トイレ改修)										
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。										
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。										
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による			運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	1.00 人	
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費						
	維持管理経費				12,017,682	運営・事業等経費			0		
	光熱水費				2,020,942	指定管理委託料					
	保守点検委託料				2,226,504	その他の経費					
	賃借料				4,720,725	②小計			0		
	修繕費				681,063	財源	補助金等収入				
その他の経費				2,368,448	使用料等収入			0			
人件費				2,381,000	その他収入						
職員等				0	③年間収入合計			0			
非常勤職員				2,381,000	④合計(①+②)－③			14,398,682 円			
①小計				14,398,682	市民一人あたりのコスト			85.71 円			
④合計(①+②)－③				14,398,682 円							
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)				
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数		人	134	121	113	—	—			
	類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設					
特記事項											

施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01713	住所(所在地)	松阪市飯南町有間野1064番地	
		施設名称	有間野小学校(有間野小学校(校舎))			
		根拠条例	松阪市立学校設置条例	設置年度	昭和43年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課	財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、明治9年の有間野学校を創立し、その後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。			

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	7台		
	土地	敷地面積	4868.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	有間野小学校(校舎)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上1階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和43年12月1日	建物取得費	不明		
		延床面積	407.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成15年			耐震補強(実施年月)	平成16年			
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 (3 等 の 履	実施年度	対象建物			改修内容		費用(税込)		
		平成15年度	有間野小学校(校舎)【S01713】			窓枠改修		4,507,650 円		
		平成16年度	有間野小学校(校舎)【S01713】			耐震補強		47,193,300 円		
	リスク・高機能化対応度									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									


③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日		
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容				
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費		841,699		運営・事業等経費		0		
	光熱水費	286,991		指定管理委託料					
	保守点検委託料	482,830		その他の経費					
	賃借料	0		②小計				0	
	修繕費	0		財源	補助金等収入				
	その他の経費	71,878			使用料等収入			0	
	人件費	0			その他収入				
	職員等	0		③年間収入合計				0	
	非常勤職員	0		④合計(①+②)-③				841,699 円	市民一人あたりのコスト

④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)	
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)
	児童数	人	0	0	0	—	—
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設					
	特記事項						


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01756	住所(所在地)	松阪市飯高町森1810番地2									
		施設名称	香肌小学校(森小学校校舎(飯高))											
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成5年度								
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産								
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革について平成20年に森小学校、川俣小学校、波瀬小学校の3校が統合し、香肌小学校として創立された。											
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	20台						
	土地	敷地面積	16055.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—						
	主たる建物	建物名称	森小学校校舎(飯高)			構造・階数	木造(柱10.5cm角超)・地上2階・地下0階							
		用途	校舎		建築年月日	平成6年3月1日	建物取得費	355,770,000円						
		延床面積	1910.00 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準					
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要							
	万歴大 円・規 模 計 画 改 修 (3 等 の 履	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)						
		平成5年度	香肌小学校(校舎)		平成5年校舎改築			358,176,000円						
		平成20年度	香肌小学校(体育館)		平成20年地震補強			108,557,400円						
	リスク・高機能化対応度													
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。												
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。												
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による			運営形態	直営					
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日							
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容									
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00	人	合計	1.00	人		
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費									
	維持管理経費				7,708,789				運営・事業等経費				0	
	光熱水費				1,543,317				指定管理委託料					
	保守点検委託料				1,708,321				その他の経費					
	賃借料				2,242,196									
	修繕費				428,630				②小計				0	
その他の経費				1,786,325										
人件費				2,381,000				財源						
職員等				0				補助金等収入						
非常勤職員				2,381,000				使用料等収入				0		
①小計				10,089,789				③年間収入合計				0		
④合計(①+②)-③				10,089,789円				市民一人あたりのコスト				60.06円		
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)							
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)						
	児童数		人	33	23	21	—	—						
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設										
特記事項														


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S01750	住所(所在地)	松阪市飯高町宮前1022番地				
			施設名称	宮前小学校(宮前小学校校舎(飯高))						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和61年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
			設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革について明治6年の赤桶小学校、同年に宮前小学校に改称し、その後、幾多の改称・統合を経て、現在に至る。						
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	40 台		
	土地	敷地面積	27059.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	宮前小学校校舎(飯高)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和61年 7月 1日	建物取得費	582,650,000 円		
		延床面積	2710.00 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 模計 画改 修 (3等 0履 0履)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成26年度	宮前小学校(校舎)		屋上防水改修工事			5,773,680 円		
		平成27年度	宮前小学校(校舎)		屋上防水改修工事(校舎屋上残分)			4,228,200 円		
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点		平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。							
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。							
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	1.00 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費				10,039,575	運営・事業等経費				0
	光熱水費				2,858,855	指定管理委託料				
	保守点検委託料				1,898,544	その他の経費				
	賃借料				2,242,196					
	修繕費				664,904	②小計				0
その他の経費				2,375,076						
人件費				2,381,000	財源	補助金等収入				
職員等				0		使用料等収入				10,200
非常勤職員				2,381,000		その他収入				
①小計				12,420,575	③年間収入合計				10,200	
④合計(①+②)−③				12,410,375 円	市民一人あたりのコスト				73.87 円	
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)			
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	92	89	80	—	—		
	類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設				
特記事項										


施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の 基本情報			施設番号	S01761	住所(所在地)	松阪市飯高町波瀬675番地				
			施設名称	波瀬小学校(波瀬小学校校舎(飯高))						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	平成2年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革については明治8年創設の桑原学校、加波学校、乙栗子学校(3校は後の加波小学校)、明治10年の波瀬学校を起源に、幾度の改称・統合を経てきたが、平成20年に香肌小学校に統合、以後、休校となる。									
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	10台		
	土地	敷地面積	23801.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる 建物	建物名称	波瀬小学校校舎(飯高)			構造・階数	木造(柱10.5cm角超)・地上2階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成3年3月1日	建物取得費	295,350,000円		
		延床面積	1812.00 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 以計 上画改 〜(修 3等 0の 0履	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.00 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費				2,505,897	運営・事業等経費				0
	光熱水費				708,892	指定管理委託料				
	保守点検委託料				1,413,504	その他の経費				
	賃借料				0	②小計				0
	修繕費				336,420	財 源	補助金等収入			
その他の経費				47,081	使用料等収入				16,120	
人件費				0	その他収入					
職員等				0	③年間収入合計				16,120	
非常勤職員				0	④合計(①+②)−③				2,489,777円	
①小計				2,505,897	市民一人あたりのコスト				14.82円	
④合計(①+②)−③				2,489,777円						
④ 施設の 状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)			
				H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	0	0	0	—	—		
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設						
特記事項										

施設カルテ

【平成27年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01763	住所(所在地)	松阪市飯高町粟野481番地		
		施設名称	川俣小学校(川俣小学校校舎(飯高))				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和58年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革について明治6年の川俣小学校、明治8年の田引小学校、粟野小学校を起源に、その後幾度の改称・統合を経てきたが、平成20年に香肌小学校に統合、以後、休校となる。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	15台		
	土地	敷地面積	15871.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	川俣小学校校舎(飯高)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和59年 2月 1日	建物取得費	514,920,000 円		
		延床面積	2395.00 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大円・規模以上画改(修繕)の履	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								

③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日		
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計

③ 管理・運営の概要および経費	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費		2,457,674		運営・事業等経費		0		
	光熱水費		593,369		指定管理委託料				
	保守点検委託料		1,518,029		その他の経費				
	賃借料		0		②小計		0		
	修繕費		301,849		財源	補助金等収入			
	その他の経費		44,427			使用料等収入		5,610	
	人件費		0			その他収入			
	職員等		0		③年間収入合計		5,610		
	非常勤職員		0		④合計(①+②)-③		2,452,064 円		
①小計		2,457,674		市民一人あたりのコスト		14.60 円			

④ 施設の状況	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H27実績(詳細)	
			H25	H26	H27	使用可能数	稼働率(%)
	児童数	人	0	0	0	—	—
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設			
	特記事項						

